

令和3年寒川町教育委員会第1回臨時会議事日程

令和3年11月11日(木)

午後2時

東分庁舎第1会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

大 川 委員 布 谷 委員

3 議 事

議案第18号 令和4年度寒川町立小中学校の始業式および入学式について

議案第19号 令和3年度寒川町一般会計補正予算(第6号)について

議案第20号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福社会館の指定管理者候補者の
選定について

議案第21号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者候補者の選定について

議案第22号 寒川町立公民館及び寒川町立文化福社会館の指定管理者の指定に
ついて

議案第23号 寒川総合図書館及び寒川文書館の指定管理者の指定について

4 閉 会

議案第 18 号

令和 4 年度寒川町立小中学校の始業式および入学式について

令和 4 年度寒川町立小中学校の始業式および入学式の日程を別紙のとおりとする。

令和 3 年 11 月 11 日提出

寒川町教育委員会
教育長 大 澤 文 雄

提案理由

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 4 年度寒川町立小中学校の始業式および入学式の日程の変更について提案する。

令和4年度寒川町立小中学校の始業式および入学式について

◆ 令和4年度寒川町立小中学校の始業式および入学式

- 令和4年度寒川町立小中学校始業式 … 令和4年4月6日(水)
- 令和4年度寒川町立中学校入学式 … 令和4年4月6日(水) 午後
- 令和4年度寒川町立小学校入学式 … 令和4年4月7日(木) 午前

◆ 上記日程にする理由

- ・始業式前の学年始準備期間は3日間あった方がよいため。
- ・小学2年生以上にとっての新学年初日の出会いの場面と、入学式における新1年生の出会いの場面を大切にすることを目的として、小学校入学式を始業式の翌日にするため。

◆ 参考資料

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則【抜粋】

(休業日)

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日を学校運営に必要な限度において変更することができる。

令和3年11月11日

寒川町教育委員会教育長 様

寒川町小中学校長会会長

河村 卓丸



令和4年度寒川町立小中学校の始業式および入学式について

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条(4)により、学年始休業日は4月4日までと示されています。それに従えば、令和4年度につきましては、始業式までの学年始準備期間が2日間になります。新年度開始当初の教育活動の充実のため、同規則第3条2に基づき、始業式を以下の通りの日程とすることをご承認いただきたく願います。

なお、入学式につきましては、小学校は2年生以上との新学年始業式初日の出会いの場面と、入学式における新1年生との出会いの場面をより大切にするために、日程を始業式の翌日の午前に変更する予定です。小学校につきましては、始業式の日は2年生から6年生まで午前日課、入学式の日は1時間授業後下校とする予定です。なお、中学校は現行通り始業式当日の午後に挙行する予定です。重ねてご承認いただきたく願います。

記

- 令和4年度寒川町立小中学校始業式・・・令和4年4月6日(水)
- 令和4年度寒川町立中学校入学式・・・令和4年4月6日(水)午後
- 令和4年度寒川町立小学校入学式・・・令和4年4月7日(木)午前

以上